

# 大学入試制度の検討における

## 「子どもの貧困・格差改善」の視点と

## 「多様な主体の参画保障」の重要性

末富 芳

すえとみ かおり

日本大学文理学部教授

専門: 教育行政学・教育財政学・学校マネジメント研究

- 内閣府・子供の貧困対策に関する有識者会議構成員
- 文部科学省・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議委員
- 文部科学省・高校生等への修学支援に関する協力者会議委員
- 国立教育政策研究所・教育の効果に関する調査研究プロジェクトメンバー
- 独立行政法人教職員支援機構・中央研修「財務マネジメント」担当講師等

# 「子どもの貧困・格差改善」の視点の重要性

## 令和元年度子供の貧困対策 改正の重要ポイント

※子どもの貧困対策の推進に関する法律改正  
(令和元年9月7日施行)

※子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月  
29日閣議決定)

### ■ 貧困状態にある子どもの

「**教育の機会均等**」の実現のための  
教育支援(国・地方自治体)

### ■ **生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率の指標化**

■ 指標等の改善や全国的な調査実施  
による継続的な施策充実と効果検  
証体制の構築(**EBPM**)

## 大学入試制度との関連性

■ 生活保護世帯からの大学・短期大学  
進学率は**19.0%**にすぎない(厚生労働  
省社会・援護局保護課調べ・平成29  
年度値)(平成29年度の18歳人口全  
体では52.0%)

■ 実質的な教育の機会均等に関する**低  
所得層**等へのターゲット政策の少なさ

(**地方在住者・女子進学者**も

同様に不利な大学進学機会構造)

■ 高等教育の無償化の効果を相殺する  
かもしれない「**入試の壁**」

(とくに英語民間試験)

■ 大学入試と社会経済格差に関する

**実証データの不足**(測定しないことは  
問題の放置を意味する)

# 「多様な主体の参画保障」の重要性

- 令和元年度子供の貧困対策の改正プロセスのポイント

- 当事者である**子供・若者の意見尊重、最善の利益の優先**、の規定(法1条)

- 子供・若者、保護者、学識経験者や支援者の大綱に関する**意見反映**の規定(法15条6)

→内閣府有識者会議における**高校生**および**シングルマザーの意見表明**とそれにもとづく施策の検討

現場で活動する**支援者・支援団体**および**専門家からの意見の尊重**

※**効果ある政策**であるためには、政策ターゲットとなる当事者ニーズはむろんのこと、**専門家や現場など多様な主体の参画と意見の集約は重要なプロセス**である。

- 大学入試制度との関連性

- **高校生・中学生および保護者**の大学入試制度改革についての不安や意見についての意見集約

- **多様なニーズを持つ受験生**(**貧困、障がい、性的多様性、外国につながる受験生、多様な教育機会学ぶ受験生、リカレント教育ニーズのある受験生等**)の実態把握や不安・要望の検討

- 慎重論や延期論を主張した**専門家の意見の検討**

→これらの多様な主体の参画保障を実現するために、本会議への招致はむろんのこと、**文部科学省ウェブサイト**において**継続的に意見を収集できる仕組みづくり**が重要である。